

第 32 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 32 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和 5 年 5 月 29 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
日程第 8 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
日程第 9 議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和 4 年度最適化活動の点検・評価について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長	藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
2 番	今野八重子君	4 番	金野たか子君
6 番	中村 亨 君	7 番	鈴木 力男君
8 番	及川 建則君	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 10 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	越喜来地域	鈴木 学 君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 5 番 古内 嘉博君

事務局出席者

局長 小松 哲 君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第32回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルスへの対応も変わってきたことで、会議、研修会等の開催も、前のように戻りつつあることを感じておるこの頃であります。私も盛岡市、そして25日には久慈市での県農業会議主催の会長会議、あるいは研修会、そして26日の大船渡市農協の総代会に出席してまいったところであります。委員、推進委員各位におかれましても、これから研修会の機会が出てくるのかなど、そう思っているところであります。どうぞ、積極的に参加をされて意識を高めるようにしてまいりたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。そして、また本日も慎重審議をお願いしまして、簡単ではありますが挨拶に代えたいと思います。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は8名、推進委員は10名であります。欠席の通告のあった農業委員は、5番、古内嘉博農業委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに、先月開催の第31回総会以降の経過報告です。5月17日、一般社団法人岩手県農業会議農業委員会会長・事務局長合同研修会及び会議に藤原会長が出席しております。5月22日、農業者年金について市広報で周知をしています。5月25日、令和5年度岩手県都市農業委員会会長会総会に藤原会長が出席しています。5月26日、大船渡市農業協同組合第57回通常総代会に藤原会長が出席しています。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。5月30日、一般社団法人岩手県農業会議岩手県選出国會議員への政策要請に藤原会長が参加予定です。同日、令和5年度全国農業委員会会長大会に藤原会長が出席予定です。6月19日、農業委員等募集の締切日となっております。6月20日、農地パトロールについて市広報で周知予定です。次回の第33回総会は6月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、1番、細谷知成農業委員、7番、鈴木力男農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目は畑、現況地目は畑及び宅地、面積は858㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は5月2日であります。

次に番号2、登記地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計2,717㎡。権利を取得した理由は相続。4月10日の届出日として提出され、4月12日に受理しております。

議案書3ページにまいります。番号3、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は計14,910㎡。権利を取得した事由は相続。5月1日の届出日として郵送され、5月9日に受理しております。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをご覧ください。なお、番号1と番号2は隣接する農地の一部を分筆した上で、それぞれ交換するという案件となっており、あわせて説明いたします。番号1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は98㎡。権利種別は贈与。

続いて番号2です。登記地目、現況地目ともに畑、面積は98㎡。権利区分は贈与。交換の目的ですが、農地を交換し耕作をしやすいようにするためと書いておりますけれども、具体的には取得する部分を農作業用の通路として利用するという事で、交換後、双方ジャガイモ、タマネギなどを耕作する予定ということで計画書が提出されております。

続いて議案書5ページをお開きください。番号3、地図は2ページになります。登記地目、現況地目ともに畑、面積は458㎡。権利種別は売買。売買の理由としては土地所有者が、今後大船渡市に戻る見込みがないということから、市内に残る土地などを処分したい

と考へ、譲受人に売買するものであります。譲受人は、土地取得後にタマネギやダイコンを育てる計画をしております。なお、今回の総会で議案第6号において非農地判断をご審議いただく案件がございますけれども、この土地も譲渡人の所有であります。既に山林の様相を呈しており、農地ではない土地として一括して譲受人に譲渡するというを伺っております。

次に番号4、地図は3ページをご覧ください。登記地目は田、現況地目は畑、面積は計405㎡。権利種別は売買。なお、譲受人の住所の欄が誤りでございます。お詫びして訂正いたします。当該土地は譲受人の自宅を囲む位置にあり、譲受人がウメ、キウイ、ジャガイモなどを耕作する目的で取得するとしております。なお、この議案書5ページの番号3、番号4の案件は、譲受人が新規就農者であり、以前であれば10a以上もしくは空き家バンクに登録された空き家に付随する農地であれば、特例的に10㎡を超えなければ農地取得が認められませんでしたけれども、本年4月1日からその面積要件が廃止されたため、4月1日以降であれば、土地の権利の取得が可能になるということで、新しく認められる案件ということになります。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番及び2番について、大船渡地区末崎地域、村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 推進委員の村上です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番、2番について調査の結果をご報告いたします。なお、1番、2番、関連がありますので一緒に説明いたします。5月22日4時頃、譲渡人を訪問したところ、本人と奥様が畑仕事をしておりまして、申請地を確認しながら贈与に至った経緯について伺ってまいりました。その後、譲受人の夫に電話で確認したところ、土地交換したとの回答でございます。初めに、申請地の場所ですが地図の1ページをお目通し願います。以前から土地の売買について話が出ていたようですが、譲渡人は高齢となり、お互い元気なうちに用を足してしまいたいということで、今回の申請に至ったということでございます。権利種別にはともに贈与と記されておりますが、贈与の理由は申請事由に記載されているとおり、農地を交換し耕作しやすいようにするというで、同じ面積29.65坪の農地交換です。申請地の周りは全部耕作されている畑で、他に及ぼす影響はありません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番及び2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号1番及び2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番及び2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号3番について、5番、古内嘉博農業委員が欠席でございますので、三陸町地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。古内委員に代わりまして、議案第1号3番について調査報告をいたします。現況としては、ちょっと傾斜のある家庭菜園であります。5月26日午前、譲受人宅を訪問、奥さんに現地を案内されて確認、また、その後改めて電話で詳しく話を聞きました。地図をご覧ください。今回、申請者は、もはや管理できないということから、譲受人は身内でもある関係上、住宅地ともども市内に残る資産を譲り受けるべく話を進めているとのこととあります。なお、権利取得後は耕作を続けたいという旨を話しておりました。以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号4番について、大船渡地区猪川地域、鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木一志君) 推進委員の鈴木です。議案第1号の4番の調査結果を報告いたします。現地調査と関係者からの聞き取り調査は、5月25日に行なっております。譲渡人は不在で、在宅していた母親から聞き取りしました。譲受人の自宅は、申請地に挟まれたところになります。譲渡人と譲受人とは親戚関係とのことで、譲受人が東日本大震災で被災し、自宅を新築するにあたって、当時、譲渡人所有の土地を住宅用地として譲ったとのことでした。今回、譲受人から申請地の譲渡の申し入れがあり、農業を継ぐ者もないので譲ることにしました。ここは、もともとは田んぼとして稲作をしたところですが、大分前に耕作をやめて埋立てした場所です。譲受人が引っ越ししてきてからは、譲受人が自主的に草刈り管理をしたり、譲渡人の了解を得てウメの木を植えたりして管理してもらっているとのことでした。譲受人宅を訪問しましたが、本人は不在で両親から話を聞きました。今回取得して、主に両親が自家用野菜などを栽培する農地として取得することにしたとのことでした。取得用地は、図面上は離れ離れの変形地に見えますが、

実質の取得は2区画に挟まれた山林として登記されている部分、これは自宅の右側の部分なのですが、そこも一緒に取得して一体的に利用するとのことでした。報告は以上であります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号4番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は4ページをご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、農用地区域外でありまして、議案書6ページですね、備考欄、農用地区域内となっておりますけれども、これ外の誤りでございます。たいへん申し訳ございません。お詫びして訂正させていただきます。面積は269㎡。転用の目的は露天駐車場として利用するもので、地図の当該用地から、やや右側下辺りに点線で囲まれた部分がございます。こちらは新たに建設されました事業所であり、その従業員用の駐車場として貸すこととなっておりますが、実際には既にその目的で砂利敷きの状態で整地されており、申請と順番が逆になったことに関しまして、申請人より始末書が提出されております。当該農地は農用地の指定がある地域内でございますが、農振農用地には指定されておらず、住居に囲まれているということで第3種農地に該当いたします。このため、農地転用に制約はないところであります。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第2号1番につきまして、現地調査並びに聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。地図は4ページになります。5月24日、午後に現地調査をいたしましたが、北側、西側は休耕畑、東側は住宅地、南側は公衆用道路で砂利敷きされた雑種地になっておりました。申請人の実兄から現地にて聞き取りをいたしました。申請人の父親が亡くなってから、自宅から離れた場所にあるため耕作をしておりませんでした。近隣住民への配慮もあり、年に3回ぐらい

草刈り管理をしております。近年、当該地域周辺は企業、住宅が増え、駐車場不足から貸してほしい旨の要望が寄せられ検討しております。少しでも負担の軽減を図るべく、知り合いの業者に依頼して当該地へ砂利敷きを行なったところですが、農地転用手続きを経ないで農地以外の目的に供しようとしたので、今回の申請に至りました。周辺農地への影響はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は5ページをご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑。面積は、すみません、資料の方に1,029㎡となっておりますけれども、分筆登記が完了しております、211㎡となります。お詫びして訂正いたします。権利区分は売買。転用の目的は、この土地に隣接する土地に住宅を建設する譲受人が、反対側の道路からは傾斜が低く人が通ることしかできないため、自宅への通路として利用するとしております。当該農地は、都市計画区域の用途地域に入っているため第3種農地に該当いたします。このため農地転用に制約はなく、また売買金額の負担及び住宅の建設に係る費用の負担が確実であることは、金融機関の残高証明により確認しております。なお、譲受人が8分の2を取得するというところで、譲渡人が8分の6を依然として保有することとなりますが、申請地の北側、こちらが譲渡人が所有する畑があり、この通路を共有して譲受人、譲渡人、双方が使うということで、それぞれの利用の面積などから8分の6、8分の2をそれぞれ持ちあうということになったようでございます。

次に番号2、地図は6ページをご覧ください。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は1,339㎡。権利区分は賃貸借。転用目的は、工事のための仮設事務所などの用地とするということで、当該土地はこれまでも建設工事及び周辺道路などの工事の際の仮設事務所用地として一時転用していたものですが、今回は解体工事を請負ったということで、新たに本年11月末までの期間で一時転用を申請したものであります。当該土地は、都市計画上

の用地地域内にあるため第3種農地に該当し、転用に制約はないところであります。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について、大船渡地区猪川地域、鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木一志君) 推進委員の鈴木です。議案第3号の1番の調査結果を報告いたします。現地調査及び関係者からの聞き取り調査は、5月25日に行なっております。譲渡人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。本人は通院のため不在ということで、奥さんと娘さんに対応してもらいました。譲渡人は3年前まで同地で自家用の野菜を栽培するなどしてきたが、透析治療するようになって耕作をやめて草刈り管理してきました。今後は農地としての維持管理は無理なので、不動産会社に頼んで宅地分譲することにしました。不動産業者に任せているので詳しいことは、そちらから聞いてくださいとのことでした。電話で補足的に確認しました。今回、転用申請したのは通路部分だけですが、図面通路の上側の部分を更に3区画に造成する計画であること、そして今回申請した通路部分には譲受人を含め4区画の宅地を設置する計画であり、通路部分は4世帯で共有する計画である。譲受人も4分の1の共有ということになるとのことでした。譲受人からは電話で確認しました。かねてより、自宅新築用地を探していました。今回、取得用地の宅地部分には車が通行できる市道に通ずる通路がなく、新たに作る通路は他の3区画の方々との共有になる。譲受人の分は夫婦で8分の1ずつ、あわせて4分の1を所有することになったとのことでした。申請地は宅地、それから道路に囲まれたところであり、周辺農地への影響は特段ないものと判断いたしました。報告は以上であります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第3号2番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第3号2番につきまして現地調査並びに聞き取り調査を行いましたので、報告をいたします。地図の6ページです。申請地は令和4年8月の第23回総会で受理された一時転用案件の場所で、工事の期間延長に伴い、令和5年3月総会で令和5年5月末まで期間延長しております。5月23日

午後、現地確認をいたしました。貸人からは5月23日午後、電話で聞き取りをいたしました。また、借人からは、5月24日午前11時に電話で聞き取りをいたしました。転用目的のとおり、解体工事に伴う仮設事務所、資材置場等に使用することです。周辺農地への影響は、これまでも同じ目的で使用しており、影響はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第4号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページをお開きください。議案第4号、農地法の運用について第4(1)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議し決定するものであります。

議案書9ページにお進みください。地図は7ページになります。台帳地目は畑、現況地目は原野、農振農用地の指定を受けた土地でありますけれども、面積は635㎡。耕作状況は、その他となっておりますけれども、現所有者の父親が耕作していたようですが、その父親の身体が弱くなり耕作が徐々にできなくなって、父親が死亡してからは一切手をかけられなくなったということで、おそらく昭和60年頃から耕作を放棄したというふうに記憶しているとの報告がございます。現状は、近隣の山林からの侵食が進み原野状態となっております。なお、この案件は第5条申請の番号1で審議した譲渡人が所有する土地であり、非農地判断後に第5条申請の譲受人の予定となっている方に所有権を移転する予定となっております。以上です。

○議長(藤原重信君) 議案第4号について、担当地区の古内農業委員が欠席ですので、三陸町地区綾里地域、畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 議案第4号、「農地」に該当するか否かの判断について、現地は灌木等が生い茂り、周りの山林と同化し、その地域内の農道に畑はありません。現状としては、とても農地としての復旧は困難であり、農地からの除外は適当であると判断してまいりました。以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第4号について、本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書10ページになります。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について議決を求めるものです。

番号1、地図は8ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は畑となっておりますが、田として耕作している土地ということで、現況は田というふうにご理解をいただきたいと思えます。農用地区域内にあり、面積は計1,690㎡。利用目的は田として耕作することということで、期間は3年11ヵ月となっております。当該土地はこれまでも今回の貸人、借人の中で貸借してきたもので、本来であれば5月1日から期間延長すべきところでありましたけれども、書類を揃えるのに時間を要したことから、今月の総会に新規議案として提出したため、記載のように11ヵ月という年月となっております。なお、賃借料の欄は空欄となっておりますが、両者の中で無償で貸借することを合意しているというふうになっております。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に議案第5号1番について、10番、私、藤原から説明をいたします。

議案第5号1番の農用地利用集積計画に関する調査を報告いたします。現地確認と聞き取りは、5月の18日と26日に行いました。周辺は畑だったり田だったりしていますが、それぞれ、きれいに維持管理されております。また北側のほうは、震災後リース会社が農地を買って、いろんな働く従業員のプレハブ施設とか重機の駐車場として利用されているというのが実態であります。これまでも説明があったとおり、貸人の農地を借人が農用地利用集積計画に基づいて、田として利用してきました。再度、令和9年4月30日までの期間を設定し、引き続き田として利用するというようなことでもあります。借人は、加工場を営んでおります。そこで米粉パスタなどの農産品の販売を手がけている方でございまして、ここで生産されたお米は自身の経営する加工場でも原料にするということでありま

す。借人は他にも数箇所農地を借りて、そして圃場の管理は父親が担当し、前向きに取り組んでおられる方のご様子です。付け加えまして報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第5号1番について、本委員会において利用集積計画を決定することについて賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号1番については本委員会において利用集積を決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第9、議案第6号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和4年度最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書11ページです。議案第6号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和4年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の達成状況について点検・評価するものであり、本委員会の会議に付し、意見を求めるものであります。

お手元に議案書と一緒に、このような皆さんに御提出いただいた、点検・評価のシートを印刷したものを19委員分お送りしておりました。この内容につきましては、個人情報を除いた形で公表するということになっております。それぞれ活動の日数であるとか、目標の達成率などが記載されておりますけれども、若干その数字をまとめたものがございまして、私の方から説明させていただきます。19名の委員の活動日数を平均いたしますと、年間で45.7日、約46日。月平均にいたしまして3.81日、月平均ですね、3.81日となっております。一番活動日数が多い方で72日となっておりますけれども、これをですね、三陸班、南部班、北部班で違いがあるのかどうか、ちょっと調べてみたところですが、三陸班の平均で年間の活動日数は46.8日、南部班の平均で48.1日、北部班で42.41日となり、45日前後、平均並みと、ほぼ同様の数字ということで、それぞれの班で平均すると、特に突出してどこの班が多いとかというようなことはないというふうな結果となっております。それでこちらの実行点検の評価ですけれども、このシートの一番下のところに全体としての評価というところがございます。ここにつきましては機械のほうで出力するために、皆様のほうで書き換えることが、おそらくできなかった項目ではないかと思っております。ここにつきましては活動の日数をほぼ見てですね、活動の目標をとりあえず添えたというふうに記載をしておりましたので、それを下回るということで、今回、我々の農業委員会につきましては目標を下回る、やや下回る結果となったという評価になっております。ただし我々

のほうで、この制度変更に関しまして説明をした際には、最低限、皆様、月1日以上活動をいたしますと。10日というのは、やむを得ず記載しなければならないためにそうするんですけども、1日以上活動をいたしますというふうにご説明させていただきましたので、ここの全体としての評価は、我々としては想定内であるんだなというふうに考えております。総会において自己評価、それぞれされておりますけれども、総会においてこのような評価を付け加えるべきではないかというような、お話しがもしあれば、それを加えて公表することといたしたいと思っておりますので、御意見のほうを頂戴したいと思います。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。何でもいいですよ。熊谷職務代理さん、何か意見ございませんか。

○9番(熊谷玲子君) ありません。

○議長(藤原重信君) 浅野推進委員さん、ございませんか。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 特に意見はありませんけれども、皆さん、よく頑張って活動したなというふうに捉えています。私も私なりに努力したつもりではおりますが、皆さんが書かれていない中で、私なりに努力した部分がありますので、それだけ一つ紹介したいと思います。農地パトロールで不良判定しますね。不良判定した後に利用意向調査が事務局から郵送されて、不良の農地の所有者のほうから回答が返ってくるんですが、回答が返ってこなかった所有者の方々のリストを事務局のほうからいただいて、実際どうなんだということで利用意向調査のフォローをさせていただきました。それが、ちょっと皆さんと、この中身を見たときに違った活動もあったのかなというふうに自分としては捉えておりました。以上です。

○議長(藤原重信君) 菊地久寿推進委員さん、なにかございませんか。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 実際自分が結局は記録してないことが多くてですね、最低限でしか出してなかったですけども、もう少し記録すれば良かったなというふうに思っております。

○議長(藤原重信君) そういう方は、もっといらっしゃるんじゃないかなという感じを受けていました。鈴木学推進委員さんは、いかがですか。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(鈴木学君) 私はちょっと、活動は足りなかったかなと。

○議長(藤原重信君) いやいや、そんなことございませんよ。金野たか子委員さんは、ございませんか。

○1番(金野たか子君) まず自分なりにやったのかなという、疑問符はつきますけれども、まずやりましたので。

○議長(藤原重信君) 局長のほうからお話しがあるそうですので、どうぞ。

○事務局長(小松哲君) 説明を補足させていただきます。特に農地を探している方がありました。北部班と南部班で、その場合は、北部班の皆様にも農地を探していただきたいとい

うことで、全員に連絡をして探していただきました。南部班もそのとおりです。それによって農地のマッチングまではいかないんですけれども、農地を探してもらって、あるいは所有者に意向確認して、実際に本人を現場に案内したり、いろいろ活動していただいたということがあります。そういうのもありますし、あとは三陸班のほうは農地を探している方が、まずなかったということではありますけれども、日頃のパトロールの中で農地をという場合に、農地を紹介できるようなパトロールをしてもらったんじゃないかなというふうに考えております。日頃からそういう活動はしていただいた、というところだと考えております。最後の評価として、目標をやや下回る結果だったということで、これはホームページに載りますと、あまり活動していないのかなという印象を市民の方は受けてしまう。ですので、総会に出された意見というものを、ここにはなかなか表現ができなかったわけですけれども、いろいろ活動したんだということですね、事務局でもぜひ載せたいということを考えております。皆さんから言えば、ちょっと意見出したけれども、やはりここに表現できない、載せきれない部分はあるなというところで、うちのほうでも、例えば新規就農者の指導を行なってきた委員さんの活動もあります。それもやはり評価として、きちっとここに載せたほうがいいんじゃないかなと思っております。なかなか南部班の方が三陸班の活動を一人一人どうやっているか、三陸班のほうは南部班のほうで委員さん一人一人がどういう活動をしているか、なかなか意見も難しいところでもありますので、可能な限り、この部分については事務局と会長と相談しながら、実際に日頃からよく活動していただいたというような表現を、ぜひ載せていきたいと考えておりますので、それは会長の了解を得て公表をしたいと思っておりますので、その点だけよろしくお願いします。

○議長(藤原重信君) そうですね、何も努力しなかったわけではなくて、それぞれ希望する方々には農地のいろんな紹介をしたりとかやっている。それは毎月あるわけではないですから、そういう場合に積極的に農業委員会は努力したというようなことを含めて、全員がそういうふうな気持ちはもっているということが表れるような形で、点検・評価の中に出ることをお願いしたいなと思っておりました。

他に何か、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) そういった意味で実際にやっておられるわけですから、そういったものが市民の方々にもわかるような形で、これから載せてやっていただくような工夫をしてみたいと思います。以上で質疑、意見などを承るのを終了してよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) それでは以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第6号について、本委員会において御意見を反映して決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第6号については本委員会において御意見を反映し決定することといたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第32回総会を閉会いたします。

午後3時08分閉会